

デフビーチバレーボール大会運営基本規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下、「本協会」という)が主催、共催、主管または公認するデフビーチバレーボール大会(以下、「大会」という)の運営に関する基本事項を定め、大会の円滑、安全かつ公正な進行を期することを目的とする。

第2条(適用範囲)

本規程は、本協会が関与するすべてのデフビーチバレーボール大会、およびその運営に携わる役員、審判員、補助員、競技者および関係者に適用する。

第3条(競技規則)

大会は、最新の「国際バレーボール連盟(FIVB)ビーチバレーボール競技規則」および「国際デフスポーツ連盟(ICSD)デフビーチバレーボール競技規則」、ならびに本協会が定める大会独自の特別規則に基づき実施する。

第2章 大会組織と役割

第4条(大会組織委員会)

1. 本協会は、大会ごとに「大会組織委員会(以下、「委員会」という)」を設置する。
2. 委員会は、大会の企画、準備、運営、財務および安全管理に関する全責任を負う。

第5条(主な役職と役割)

大会運営のため、以下の責任者を配置する。

1. 総務責任者(事務局): 大会全体の進行、受付、財務、表彰および関係各所との連絡調整。
2. 競技責任者(ディレクター): 試合スケジュールの管理、コートへの配分、競技進行の統括。
3. 審判責任者(チーフアンパイア): 審判員の配置、審判技術の統括、競技ルールの最終判定。
4. 安全・救護責任者: 負傷・体調不良者の応急処置、熱中症対策および避難誘導の指揮。

第3章 デフスポーツにおける特別配慮

第6条(コミュニケーションの確保)

委員会は、聴覚障害を持つ競技者、役員および観客が円滑にコミュニケーションを図れるよう、以下の措置を講じるものとする。

1. **手話通訳者の配置:** 本部、受付、開閉会式、キャプテンミーティング等に手話通訳者を適正に配置する。
2. **視覚的情報の提供:** 試合進行状況、コートの変更、緊急連絡等は、電光掲示板、ホワイトボード、またはデジタルツールを用いて視覚的に速やかに共有する。

第7条(審判法における視覚的サイン)

審判員は、ホイッスルによる音の合図と同時に、フラッグ(旗)の起用や明確なハンドシグナルを大きく行うなど、競技者が視覚的に即座に判断できるよう配慮しなければならない。

第4章 競技運営と参加資格

第8条(参加資格)

1. 大会に参加する競技者は、原則として本協会に登録された者、または委員会が特に認めた者とする。
2. デフ(聴覚障害)クラスに出場する競技者は、ICSD 規定に基づく聴力基準(原則として良い方の耳の聴力損失が 55 デシベル以上)を満たし、所定の証明書を提出しなければならない。
3. 競技中に補聴器または人工内耳を装用することは、安全上の理由から禁止する。

第9条(エントリーと変更)

参加申込の手続き、期日、および選手の変更に関するルールは、大会ごとの「開催要項」に定め、委員会がこれを管理する。

第5章 安全管理と危機管理

第10条(気象条件による措置)

1. 競技責任者および安全責任者は、強風、豪雨、雷、猛暑等の気象条件を注視し、競技継続が危険と判断される場合は、試合の中断、順延または中止を決定する権限を持つ。
2. 特に夏季の大会においては、熱中症予防のため、十分な水分・塩分の補給環境、日よけ

スペース(大型テント等)を確保しなければならない。

第 11 条(救護体制)

1. 委員会は、大会期間中、救護室(または救護テント)を設置し、応急処置に必要な資機材(AED、テーピング、アイシング用氷等)を常備する。
2. 重傷者または緊急搬送が必要な事態が発生した場合は、速やかに医療機関および救急車の手配を行い、本協会の「危機管理マニュアル」に従って処理する。

第 6 章 規律とマナー

第 12 条(フェアプレー精神)

競技者および役員は、フェアプレーの精神に則り、互いの人格を尊重し、健全なスポーツマンシップを発揮して大会に臨まなければならない。

第 13 条(処罰)

大会期間中、競技規則への重大な違反、審判への侮辱行為、不正行為、または不適切な言動があった場合は、委員会および審判責任者の協議により、当該競技者を失格処分とし、以降の試合出場を禁止することができる。重度の違反については、本協会の規律委員会へ報告する。

第 7 章 雑則

第 14 条(規程の改廃)

本規程の改廃は、本協会理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和 8 年5月27日より施行する。